

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する課題

本市には、重要文化財（建造物）である八幡神社本殿拝殿や旧矢作家住宅をはじめ、県指定文化財（建造物）である天満神社本殿・拝殿、市指定文化財（建造物）である熊野神社本殿拝殿など、文化財保護法や山形県文化財保護条例、新庄市文化財保護条例に基づき、文化財の指定等を受けている歴史的建造物があるが、それ以外にも指定等を受けていない歴史的建造物が数多く残されている。

これまで、指定等を受けた歴史的建造物に対しては、指定の過程でその歴史的、文化的価値について調査・研究を行うとともに、必要に応じて行政の関与のもと、修繕や耐震補強などの防災対策を取るなど、保存や活用のための必要な措置を段階的に講じてきているが、八幡神社本殿拝殿や旧矢作家住宅などについては、老朽化が著しい状態となっている。

また、未指定の文化財については、その価値についての調査・研究が不十分であり、建造物が有する歴史的、文化的な価値が共有されていない。そのため、保存や活用、適切な維持管理が行われなまま、滅失や改変の危機に瀕しているものもある。この未指定の歴史的建造物の維持管理は所有者に委ねられているため、その多くが十分な保護措置が図られていないだけでなく、耐震上の問題などを抱えており、修理や補修などの対応が必要な状況にある。また、所有者の高齢化や後継者不足などにより空き家化しているものもあり、今後取り壊しや建て替えなどが進むことが予想される。



空き家化している歴史的建造物

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する課題

歴史的風致は、歴史的建造物だけでなく、その周辺の市街地環境と一体となって形成されるものである。

しかし、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の整備が行われていないため、中心市街地において旧城下町としての風情が感じられにくくなっている。また、新庄城址・最上公園周辺や旧城下町の道路環境は、維持管理を行っているものの、歴史的建造物や周辺の景観と調和しておらず、良好な景観が形成されているとは言い難く、市民や来訪者の散策環境も十分に整っていない。



表御門跡の脇に立つ電柱
(史跡新庄城址内)

さらに、人口減少などに伴う空き家も増加傾向にあるなかで、景観を損なうような建造物等への対策が進んでおらず、歴史的風致に配慮されていない建造物や樹木、街灯、サイン、案内板などによって一体的な景観が阻害されている。

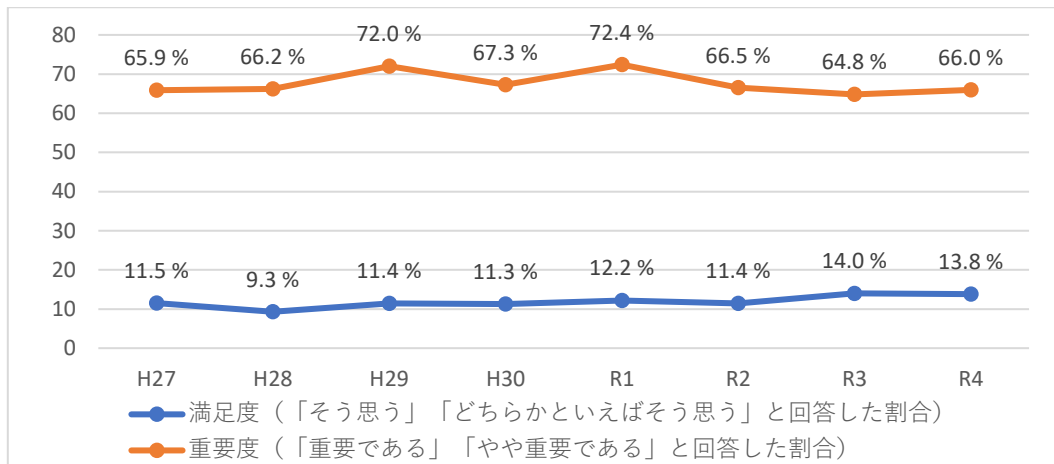
(3) 活動の継承及び担い手の育成・確保に関する課題

本市には、藩政期から続く新庄まつりを代表とする地域の伝統行事や、各地区で脈々と受け継がれてきた神楽や鹿子踊のような民俗芸能などが数多く残されており、その一部は文化財の指定を受けるなど保存が図られている。

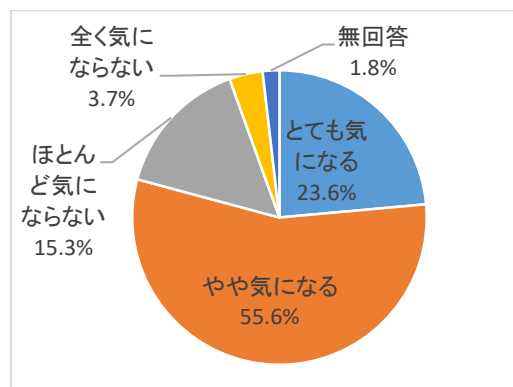
しかし、人口減少と少子高齢化の進展に加え、価値観の多様化や地域コミュニティの希薄化などの影響により、住民によって支えられてきた伝統行事や民俗芸能の後継者や担い手不足が深刻化している地域が年々増加している。さらに、コロナ禍において、行事の継続が困難になり、伝統行事や民俗芸能の伝承が危惧される状況も想定される。

市の施策に対する市民の認識を把握するために実施している市民アンケートによると、「地域を支える人材が育成されているか」という設問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合は令和4年（2022）で13.8%にとどまっており、そのことを「重要である」「やや重要である」と回答した割合が大きくなっている。また、令和3年（2021）に実施した「歴史まちづくりに関するアンケート」では、「歴史的な建造物や祭礼などの伝統的な行事が減少していくことをどのように考えるか」という設問に対して、「とても気になる」「やや気になる」と回答した人の割合は79.2%となっており、多くの市民が危惧していることが分かる。

このような状況を踏まえ、地域の伝統・文化を継承していくための担い手の育成・確保に取り組むことが課題となっている。



「地域を支える人材が育成されているか」に対する満足度と重要度



「歴史的な建造物や祭礼などの伝統的な行事が減少していくこと」に対する市民認識

(4) 歴史的風致の認識向上に関する課題

本市には、歴史的に価値の高い建造物や文化財等が数多く存在するが、その価値や魅力が市民に広く認識されていないものが多い。

市民団体により、本市の歴史・文化に関する講座が開催されているものの、市の施策として本市の歴史的風致に対する理解を深める十分な機会を提供できていない現状がある。また、歴史まちづくりについての共通理解がまだ十分ではなく、歴史的風致を認識するための情報発信が課題となっている。

一方で、市内の小中学生に対して「ふるさと学習」を推進してきたことで、自分たちが生活している市の歴史や文化などについて学ぶ機会は増加しており、今後も充実させていく必要がある。



「明倫堂」講座

(5) 歴史的風致を生かした観光振興に関する課題

本市には、来訪者の受け入れ環境の整備や、市内に点在する歴史・文化遺産などを紹介し誘導するための情報発信が不足している。

新庄城址・最上公園周辺には新庄ふるさと歴史センターが設置されているが、そのほかの文化財建造物等は市街地から離れた場所に点在しており、来訪者が市内の歴史的建造物や文化財等を効率的に周遊できるルートが構築されていない状況である。

また、既存の案内標識や観光案内板などについてもデザインが統一されておらず、老朽化により案内が見えにくい標識や多言語化されていない説明板などもあり、来訪者、特に外国人観光客への配慮が不足している。

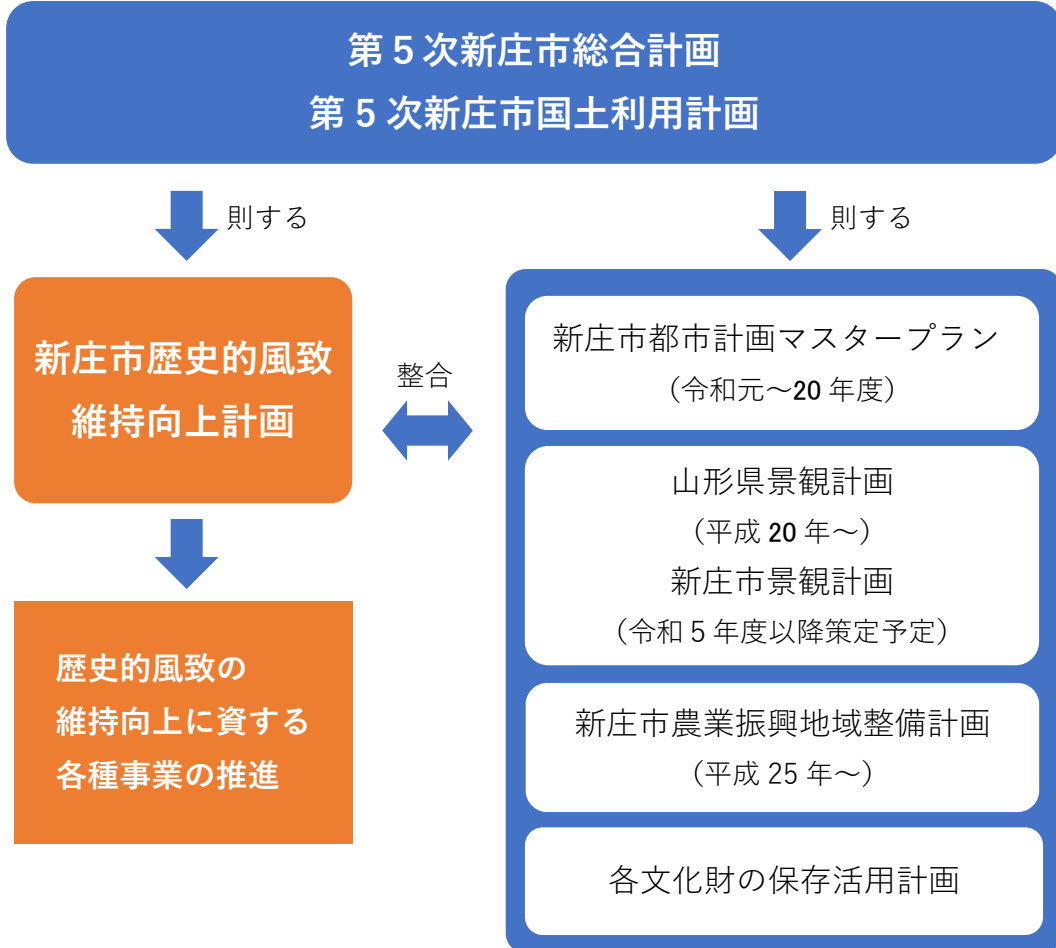
さらには、山形新幹線新庄延伸を機に、平成11年（1999）に設立され新庄観光ガイド協議会は、会員数の減少傾向が続いており、観光ガイドを担う人材の育成が大きな課題となっている。



老朽化した案内看板

2. 既存計画（上位・関連計画）

本計画は、上位計画である「第5次新庄市総合計画」及び「第5次新庄市国土利用計画」に則し、「新庄市都市計画マスタープラン」などの関連計画との整合と連携を図りながら、歴史的風致の維持向上に向けて、取り組むための方針を示したものである。



新庄市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

(1) 第5次新庄市総合計画

○計画の概要

令和3年(2021)3月に策定した本市の総合計画は、令和3年度(2021)から令和12年度(2030)までの10年間の計画期間とし、基本構想・基本計画・実施計画で構成されている。

基本構想では、『「住みよさ」をかたちに 新庄市』を目指す将来像とし、将来に向けて取り組むべきことを、まちづくりの分野ごとに『1 子育て』、『2 教育』、『3 健康・福祉』、『4 産業』、『5 生活環境』、『6 都市基盤』に分けて柱立てし、それらの施策を効果的・効率的に実施するため、『7 シティプロモーション』と『8 行政経営』を横断的に展開している。

また、基本計画において36の施策を定めるとともに、重点課題などの解決のための重点プロジェクトを設定し、実施計画において具体的な事業を定めている。



○歴史的風致維持向上計画との関連

8つのまちづくりの柱のひとつである「教育」において、「文化芸術の振興」を施策として定めており、「①伝統文化の継承とふるさと意識の醸成」「②文化財の保存活用と継承」のための取り組みを推進していくこととしている。

(2) 第5次新庄市国土利用計画

○計画の概要

本市の国土利用計画は、昭和57年(1982)7月に策定されてからこれまで4度にわたり見直しを行っており、令和4年(2022)3月に第5次新庄市国土利用計画を策定した。本計画の目標年次は令和13年(2031)とし、基準年次は令和元年(2019)としている。

市土利用にあたっては、今後も人口減少が進むことが予測されることから、市土の荒廃を防ぐとともに、土地需要の低下に伴い、最適な土地利用を選択することがより一層重要となる。また、市街地の土地利用の効率化、農山村集落などの保全・再生、より安全で持続可能な市土利用、恵み豊かな自然環境の保全・活用の取り組みが重要となる。

このことから、市土の安全性を高め、人と自然が調和し、持続可能で豊かな市土の形成を目指していくこととし、目指す市土の姿を実現するため、下記の3つの基本方針を定め、持続可能な市土の利用と管理を進めることとしている。

- 人口減少下における市土の適切な利用と管理
- 災害に強い安全・安心な市土づくり
- 将来世代に引き継ぐ優れた自然環境と美しい景観

○歴史的風致維持向上計画との関連

環境の保全と美しい市土形成のために必要な措置として、美しい景観の保全・形成を目指し、山河の眺めをはじめ、市街地、田園、樹林地が調和した美しい景観、地域の歴史・文化などと結びついた景観を保全することとしている。その推進にあたっては、歴史まちづくり法を活用した歴史的風致の維持向上を図り、個性豊かなまちづくりを目指すこととしている。

(3) 新庄市都市計画マスタープラン

○計画の概要

令和元年度(2019)に策定した本市の都市計画マスタープランは、令和元年度(2019)から令和22年度(2040)までの22年間を計画期間としている。

「四季を通じて住みやすいまち 新庄」を将来都市像とし、都市計画上の課題解決に向けて都市づくりを推進するため、都市づくりにおける5つの基本理念を設定している。

都市将来像

5つの基本理念

四季を通じて
住みやすいまち
新庄

●すべての年代の人々が交流する定住都市づくり

●新しい時代の要請に対応するコンパクトな都市づくり

●雪や自然災害に強い安全安心な都市づくり

●最上圏域における求心力と波及力をもつ圏域の中心都市づくり

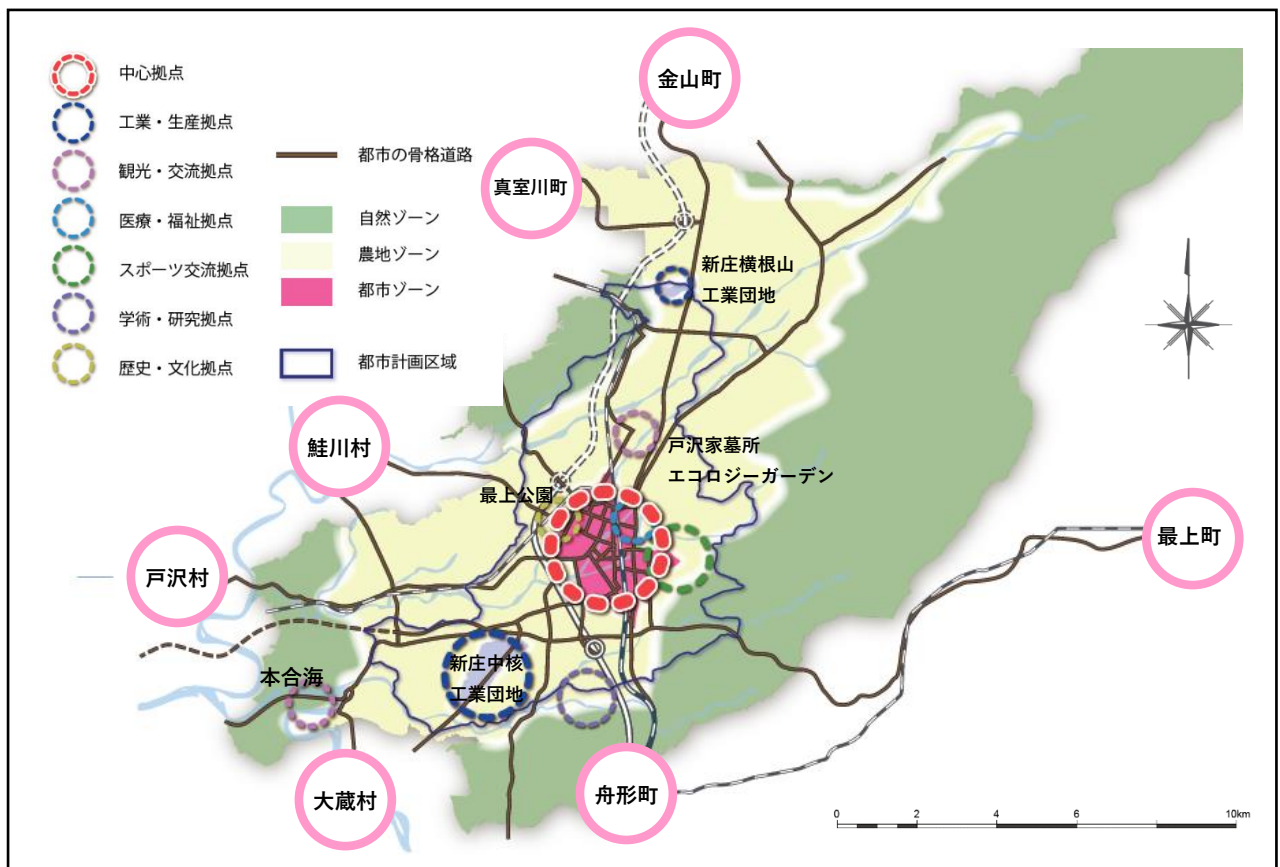
●自然とまちが調和する田園都市づくり

○将来都市構造

本市の都市構造は、東北中央自動車道や国道13号と国道47号の結節点及び山形新幹線を含むJR奥羽本線、陸羽東西線の結節点を中心として、市域のほぼ中央に市街地が形成されている。

将来の交通網は、現在の交通体系に加え延伸整備が進められている東北中央自動車道、地域高規格道路新庄酒田道路等により、交通機能の更なる充実が予想される。

現在の比較的まとまりのある都市構造をベースに、用途地域や地区計画制度等を活用しながら、機能充実と土地利用の誘導等を図り、居住地域と各施設を公共交通網で結ぶことにより、コンパクトで自立的なまちづくりの実現を目指すことで、人口減少時代における最上圏域全体の持続可能なまちづくりに資することを基本とするとしている。



将来都市構想図

○歴史的風致維持向上計画との関連

部門別構想において、「都市環境・その他の基本方針」として「景観」に対する基本方針を以下のとおり定め、都市景観・歴史景観・田園景観の保全を図ることとしている。

第4章 部門別構想

3. 都市環境・その他の基本方針

(4) 景観

①基本方針

本市の北東部に広がる森林等の良好な自然景観や田園景観を保全するとともに、歴史的な重要建築物、その他の豊富な文化財や記録等、貴重な歴史・文化資源を活かした景観づくりを推進します。

さらに、新庄らしさを表せるような景観に個性をつくる、魅力のある都市環境としての質の高い機能的にも優れた景観をつくる、市民の手による美しいまちづくりを行うなどのコンセプトのもと、創出したかけがえのない共有財産である豊かで美しい景観を、将来にわたり保全・継承していきます。

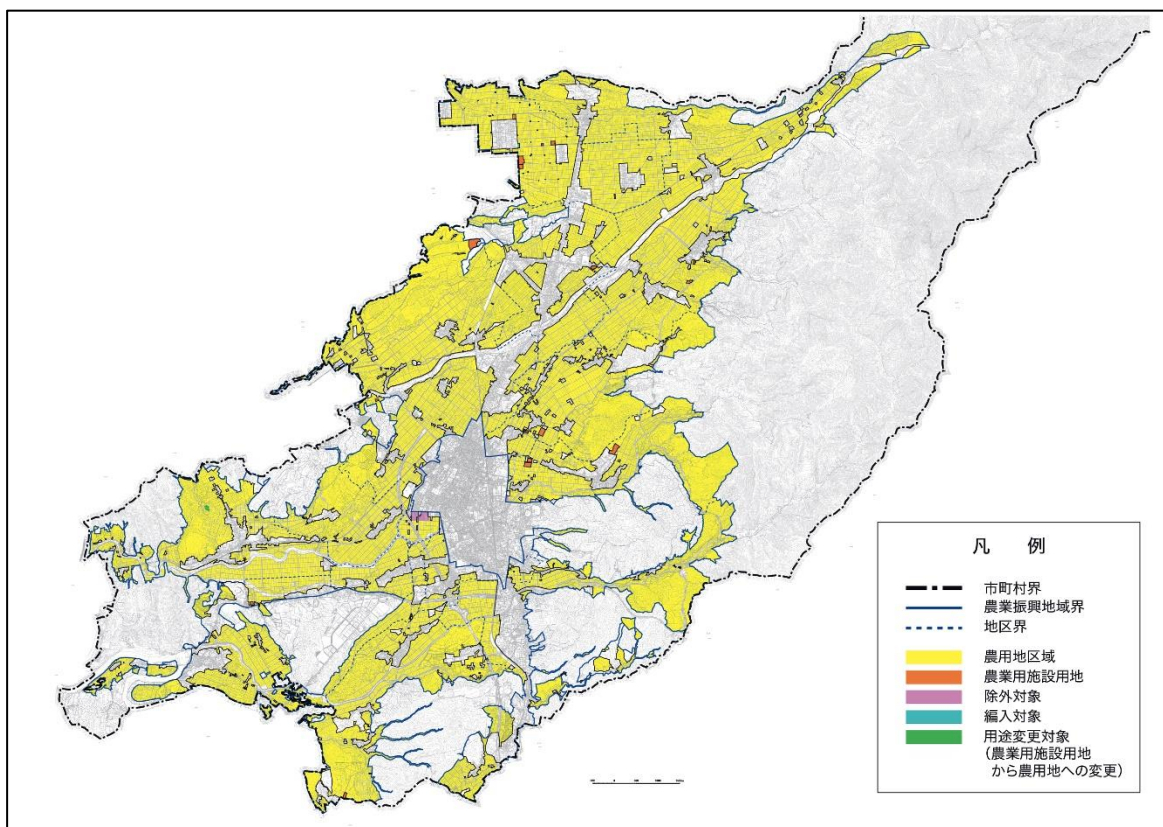
(4) 景観計画

現在、平成20年（2008）に施行された「山形県景観計画」に基づき、良好な景観の保全を図っている。本市は、自然豊かな景観や田園風景、最上川流域の雄大な景観、厳冬の雪景色など四季折々の良好な景観が形成されている。また、新庄城址（最上公園）を中心に各所に歴史的建造物が人々の営みとともに残っており、都市機能との共存により、田園都市として固有の景観を形成している。

このように、歴史と文化に育まれた景観を維持し後世に継承するため、今後は景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画の策定を目指す。

(5) 農業振興地域整備計画

本市は、昭和 48 年度（1973）に農業振興地域の指定を受け、昭和 49 年度（1974）に整備計画を策定しており、これまで昭和 60 年（1985）と平成 25 年（2013）に計画の見直しがなされている。農業振興地域整備計画では、農業振興を図るうえでの優良農用地を確保・保全するため、農地の機能維持を基本としながら、都市的土地利用との調整及び森林法などによる自然環境の保全に努めることとしており、農用地は、農業生産活動において基礎的な資源であるとともに、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能として適切に保全することとしている。



新庄市農業振興地域整備計画土地利用計画図

(6) 指定等文化財の保存活用計画等

- ・ 史跡新庄藩主戸沢家墓所保存活用計画（平成 30 年 3 月策定）
- ・ 名勝「おくのほそ道の風景地（本合海）」保存活用計画（平成 28 年 3 月策定）
- ・ 新庄まつり百年の大計（平成 25～令和 4 年度）
- ・ 旧農林省蚕糸試験場新庄支場保存活用計画（平成 29 年 2 月策定）
- ・ 旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画（令和 5 年 3 月策定予定）

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

本市の維持向上すべき歴史的風致及びその課題などを踏まえ、以下のとおり方針を定める。

(1) 歴史的建造物の保存活用に関する方針

歴史的建造物のうち、国や県、市の指定等文化財については、文化財保護法や山形県文化財保護条例及び新庄市文化財保護条例に基づき、歴史的建造物の保存修理や耐震補強などを実施し、適切な保存活用を図る。損傷などへの対応が必要な指定等文化財は、文化庁や山形県教育委員会、専門家などの指導を仰ぎながら適切な補修を行い、保存を図る。

また、未指定の歴史的建造物については、その歴史的価値を把握するための調査及び評価を行ったうえで、本計画で定める歴史的風致形成建造物の指定や新たな文化財指定を検討し、所有者の理解と協力のもとで保存活用に努めるとともに、空き家化した歴史的建造物の活用に向けた改修などへの支援策についても検討を行う。

(2) 歴史的建造物周辺の環境整備に関する方針

歴史的風致を構成する歴史的建造物周辺の環境整備に取り組んでいくため、歴史的建造物と調和した道路や遊歩道、公園などの整備を行う。具体的には、新庄城址・最上公園周辺の整備や旧城下町、羽州街道の道路などの美装化を行うほか、歩道の整備などにより市内を散策する歩行者の安全性や快適性を確保し、来訪者の受け入れ環境を整備することで、市民や来訪者がまち歩きしたくなる環境の構築を図る。

また、歴史的建造物を取り巻く周辺環境の整備として、景観阻害要因の除去を行うとともに、景観計画の策定を視野に入れ、歴史的建造物周辺の良好な景観を形成するための方法について検討する。

(3) 活動の継承及び担い手の育成・確保に関する方針

本市の歴史的風致を形成する人々の活動の継承や担い手の育成・確保に関する取り組みとして、指定等文化財については、引き続き保存会や関係団体の活動支援や助言を行う。また、地域単位で受け継がれてきた伝統行事や民俗芸能、神社仏閣で行われている祭礼などの継承については、地域活動の担い手を育成し、地域コミュニティの構築を支援していく。

また、伝統的な技術を継承する職人や担い手を育成するため、子供たちを対象として、これらの技術を披露する機会や活動に参加できる機会の創出を図る。

(4) 歴史的風致の認識向上に関する方針

市民が歴史まちづくりについての理解を深めるため、地域住民や地元団体と連携・協力しながら、本市の歴史や文化、歴史的風致に関する講座などを開催し、市民の認識向上を図る。また、本市の歴史や文化について、市民に分かりやすく伝えるため、ホームページや市報などを活用しながら効果的な情報発信を行っていく。

また、小中学生や地元高校に通う高校生が本市の歴史や文化、自然などについて学ぶ機会を充実させ、子供たちが地域の伝統行事や民俗芸能などについて興味・関心を持ってもらうことで愛郷心の醸成を図る。

(5) 歴史的風致を生かした観光振興に関する方針

来訪者に歴史的風致や市内に点在する歴史的建造物や文化財等を紹介するため、観光案内施設における受け入れ体制の整備を進めるとともに、パンフレットなどを作成し、来訪者が歴史的風致や文化財、歴史的建造物等について理解し、楽しみながら周遊できるルートを構築する。

また、案内標識や観光案内板などについては、景観に配慮したデザインに統一し、外国人観光客にも対応した多言語の標識や説明板などを整備する。

さらに、来訪者に本市の魅力をより理解してもらうため、歴史や文化、自然などについて案内することができる観光ガイドの育成を図り、より質の高いおもてなしにより来訪者の満足度向上を目指す。

4. 歴史的風致維持向上の実施体制

本計画の実施にあたっては、歴史まちづくり法第 11 条に基づく新庄市歴史的風致維持向上計画推進協議会を中心に、計画の進捗管理・評価などの計画推進に係る事項や計画変更の協議などを行うものとする。事務局は、総合政策課、商工観光課、都市整備課及び社会教育課とし、関係課で構成する庁内推進委員会や文化財の所有者・管理者、関係団体などとの連絡調整を行い、本計画の円滑な推進に努める。

また、国や山形県との協議を行いながら助言や支援を得るとともに、必要に応じて、新庄市文化財保護審議会や新庄市都市計画審議会などへ報告し、助言を得るものとする。

